

物価高騰に伴う住民支援として

令和5年10月分から令和6年3月分までの
水道料金を免除します。

物価高騰の影響が長期化するなか、住民生活や地域の事業活動を下支えするための緊急支援として、風間浦村では水道料金を半年間免除いたします。

1. 対象となる方

風間浦村の一般家庭及び事業者で水道を使用している方。
(公共施設等は除く。)

2. 対象期間

令和5年10月分から令和6年3月分までとなります。

3. 手続き

手続きは不要です。

4. 注意点

使用水量の検針は通常通り行います。なお、検針レシートに水道料金が記載されますが、対象期間内は請求いたしません。

5. お問い合わせ先

風間浦村役場 産業建設課

電話番号 35-2111

水は限りある資源でありますので必要以上のご使用はお控えくださるようお願いいたします。

村 民 各 位

令和5年11月8日

風間浦村役場 産業建設課